

自主的避難等対象区域で電子部品等の製造販売業を営む申立会社が、取引先の要請に応じて県外に事業所を新設したことにより平成24年3月から平成25年2月までの間に発生した費用について、原発事故の影響割合を3割として賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇年（東）第〇〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	営業損害（追加的費用）
期 間	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日

2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項の損害（前項記載の期間に限る。）についての和解金として、金170万0570円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年5月2日

（仲介委員 齋藤祐一）